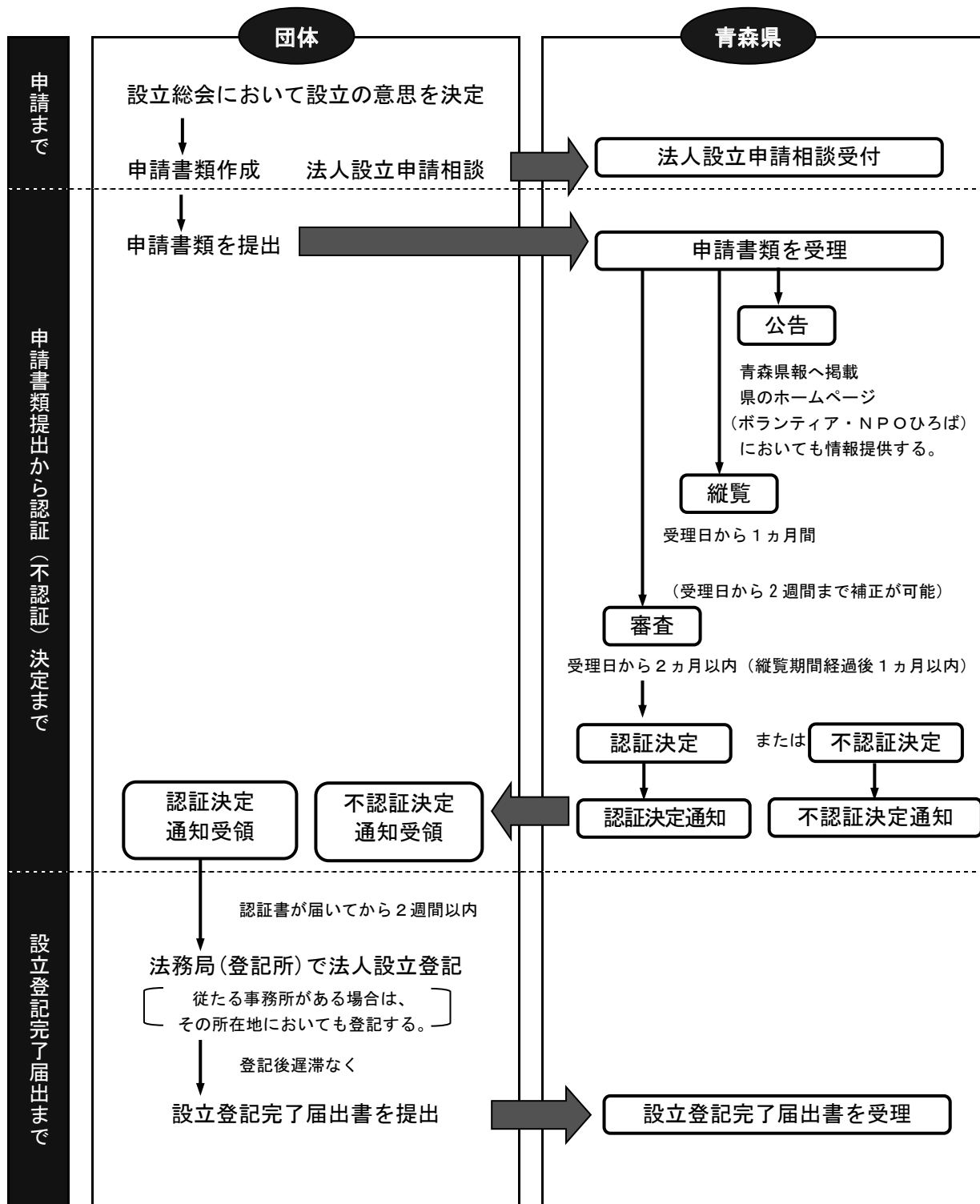


## 第2章 設立

### 1 準備から登記後の届出まで

NPO法人を設立するためには、以下のような手続きを踏まなくてはなりません。



## Check!

### 申請先（所轄庁）について

特定非営利活動法人の設立申請は所轄庁に行います。所轄庁は、法人の主たる事務所がある都道府県の知事となります。また、指定都市のみに事務所を設置する法人の所轄庁は指定都市となります。したがって、海外や日本全国で活動している団体であっても、主たる事務所が県内であれば、青森県が所轄庁になります。

なお、法人の認証等の事務権限が青森市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、鱒ヶ沢町に移譲され、NPO法人関係手続の窓口が設置されています。上記市町のみには事務所を置く法人に係る申請や届出の書類の提出先は、それぞれの市町となります。

※上記市町のみには事務所を置く法人は、申請書などのあて先を「青森県知事」から「〇〇市長」、「〇〇町長」に変更してください。

●事務所が青森市のみにある場合は、青森市に申請

青森市市民部市民協働推進課 電話 017-734-5231

●事務所が八戸市のみにある場合は、八戸市に申請

八戸市総合政策部市民連携推進課 電話 0178-43-9207

●事務所が五所川原市のみにある場合は、五所川原市に申請

五所川原市財政部企画課 電話 0173-35-2111 (代表)

●事務所がむつ市のみにある場合は、むつ市に申請

むつ市企画政策部市民連携課 電話 0175-22-1111 (代表)

●事務所がつがる市のみにある場合は、つがる市に申請

つがる市総務部企画調整課 電話 0173-42-2111 (代表)

●事務所が鱒ヶ沢町のみにある場合は、鱒ヶ沢町に申請

鱒ヶ沢町総務課 電話 0173-72-2111 (代表)

●事務所が上記以外の県内にある場合は、青森県に申請

青森県環境生活部県民生活文化課 文化・NPO活動支援グループ

電話 017-734-9207

※主たる事務所が県外にある場合は、主たる事務所が所在する都道府県知事に申請

### ●申請相談

申請する前に、所轄庁に相談することをお薦めします。設立申請相談では、書類作成上の質問・相談に応じるほか、提出書類の形式的なチェック等を行います。

NPOの設立相談等については、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

## 2 設立認証申請手続き

### (1) 申請に必要な書類

提出書類	提出部数	参照ページ
1. 設立認証申請書【第1号様式】	1部	資料2
2. 定款	2部	本編16
3. 役員名簿 役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿。 「5. 役員の住所又は居所を証する書類」に記載する住所と一致させましょう。	2部	資料4
4. 各役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（書類の原本のこと） 各役員が法第20条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員親族等の排除）に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本です。2部作成し、1部を団体で保管するようにしましょう。 住所又は居所については、「5. 役員の住所又は居所を証する書類」に記載する住所と一致させましょう。	1部	資料5
5. 役員の住所又は居所を証する書面 (1) 日本国内に住む日本人（住民基本台帳法の適用を受ける人）は、「住民票」（コピーではなく、区市町村の長が交付した書面を提出すること。） (2) その他、海外に住む日本人や外国人は、住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書 ※書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付 ※書面は提出前6か月以内に発給されたもの	1部	—
6. 社員のうち10人以上の者の名簿 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあってその名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1部	資料6
7. 確認書 法第2条第2項第2号（宗教活動、政治活動を主たる目的としないこと、また、選挙活動を目的としないこと）及び第12条第1項第3号（暴力団等でないこと）に該当することを確認したことを示す書面	1部	資料7
8. 設立趣旨書	2部	資料8
9. 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（書類の原本のこと） 2部作成し、1部を団体で保管するようにしましょう。	1部	資料9・10
10. 設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の事業計画書	2部	資料11
11. 設立の初年及び翌年（当初の事業年度及び翌事業年度）の活動予算書	2部	資料12～15

※提出書類は、官公署が発給する文書を除いて、A4判で作成してください。

### (2) 申請の方法

認証申請は、青森県（権限移譲市町村にあっては、当該市町村）に書類を直接提出してください。また、郵送でも申請できます。なお、申請等に必要書類は、青森県のホームページからダウンロードできます。

青森県「ボランティア・NPOひろば」ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/volunteer/volunteer-npo.html>

### (3) 申請書の補正

申請書は、軽微な不備（内容の同一性に影響を与えない範囲のもので、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字）であれば、受理した日から2週間以内まで補正することができます。

補正書（→資料16ページ）の「2 補正の内容」欄には、申請書類をどのように変更したのかを明らかにした新旧対照表を記載してください。この対照表は、別添でも構いませんが、その旨補正書に記載してください。

#### 新旧対照表（例）

申請段階	補正後
第□□条 …… <u>○○○</u> ……	第□□条 …… <u>×××</u> ……

※どの部分を変更するのかを、下線で示してください。

### (4) 定款の作成

定款は、その法人の目的、組織、業務執行等に関する根本規則を記載した書面であり、法人の運営は、定款に則って行わなければなりません。

また、法人内部の規範として社員を拘束するという効力も有するものであり、定款の記載事項は社員に対して明確なものでなければなりません。

設立者は、法の定める事項を記載した定款案を作成し、設立総会において承認を得ることが必要です。

#### 定款の絶対的必要記載事項

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ⑤ 社員（総会で議決権を有する者）の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 事業年度
- ⑪ その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑫ 解散に関する事項
- ⑬ 定款の変更に関する事項
- ⑭ 公告の方法
- ⑮ 設立当初の役員

上記①から⑮に関する事項については、必ず定款に記載しなければなりません。  
(法第11条第1項及び第2項)

次のページからは、参考として定款例を掲載しています。

# 特定非営利活動法人 定款例

## 特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を青森県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は [ 受益対象者の範囲 ] に対して [ 主要な事業 ] に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) …
- (2) …

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 〇〇〇〇〇
  - ② 〇〇〇〇〇
- (2) その他の事業
  - ① △△△△△
  - ② △△△△△

ここでの「法」は「特定非営利活動促進法」のことをいう。

絶対的記載事項(法第11条第1項第2号)

- 英字表記も可能。  
(例)「エヌピーオー」→「NPO」  
法人の英文名も加えて記してもよい(任意)。

絶対的記載事項(法第11条第1項第4号)

- 「従たる事務所」を設置する場合は、設置する事務所を全て記載する。

絶対的記載事項(法第11条第1項第1号)

- 目的には、法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

絶対的記載事項(法第11条第1項第3号)

- 法の別表に掲げる20活動のうち、該当するものを選択して記載する(複数の種類の選択も可能)。

絶対的記載事項(法第11条第1項第3号及び第11号)、法第5条

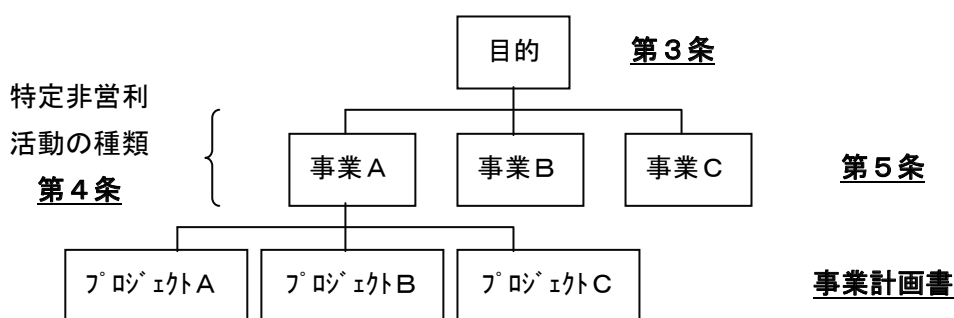
- 「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に区分して記載。
- 「その他の事業」を行わない場合は「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」と記載し、第1項第2号及び第2項の記載は必要ない。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## Check!

### 1. 目的、事業、プロジェクトの構造

NPO法人の事業設計では、活動を「目的」「事業」「プロジェクト」の3つのレベルに分けて考えることが重要です。定款を作成するときは、この3つのレベルをきちんと分けてから、定款用に書き換える必要があります。これをよく整理できないまま定款を作成すると、定款変更が必要になる場合も出てきますので、注意が必要です。



#### (1) 目的 (第3条)

法人が目指すもののほか、行う主な事業を書きます。この場合の「目的」は、例えば「地域におけるリサイクル活動を推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指す」や「高齢者が安心して住めるまちをつくる」等のように、ある程度抽象的な目的を掲げることになります。

#### (2) 事業 (第5条)

法人が目的達成のために継続して行おうとする全ての事業を書きます。例えば「リサイクルに関する教育・啓発事業」や「自治体の高齢者政策に関する提言事業」等が掲げられます。あまり詳細に記載すると、法人の活動を制約することになるため、記載には注意が必要です。

#### (3) プロジェクト

各事業のもとに行う一つ一つの具体的な企画で、事業計画書に書かれるものです。例えば「リサイクルに関するセミナーを〇〇市で××回行う」や「〇〇市で△△年度行う福祉のまちづくりプランに提言を行う」等になります。

事業とプロジェクトを混同して、定款に書く例が見受けられます。NPO法には「特定者の利益を目的としてその事業を行ってはならない」(法第3条第1項)とあります。例えば、ある難病の患者であるAさんを支援する場合、定款の目的や事業に「Aさんを支援する…」とは書けない、そのようなことはできないということになります。しかし、定款の目的や事業に「ある難病の患者を支援する」とすれば、プロジェクトの一つとしてAさんを支援することができます。NPO法人の事業設計と定款作成の際は、「目的」「事業」「プロジェクト」のレベル分けを考えましょう。

## 2. 特定非営利活動の種類

### (1) 特定非営利活動の種類

定款第4条に書く「特定非営利活動の種類」というのは、NPO法上の特別なルールです。NPO法人は、「特定非営利活動」を主たる目的とすることが要件とされているため、その種類は定款の絶対的記載事項です。

「特定非営利活動」というのは、①NPO法で定められた20の活動の種類のいずれかに該当する活動で、②不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの、という2つの要件を満たす活動と定義づけられています。

つまり、法人は定款の作成において、活動の種類を法律に定められている20の特定非営利活動の種類(法第2条別表)から選択することになります。これは、一つだけ選択してもいいですし、複数選択しても構いません。

これらの活動が、どのような内容の活動を指しているのか、ということは法律では何も決められていません。これは、法律の欠点というより、あえて定義しなかったということです。法で定義しなかったのは、これらの活動の種類については、定義することがかえって問題となることが多いからです。例えば、「人権の擁護」といっても、時代により「人権」の概念にも変化がありますし、個人の社会の価値観が反映されることもあります。新しい「人権」概念を生み出していくのも市民活動(特定非営利活動)の重要な意義ともいえます。

### (2) 特定非営利活動の種類を選択

法人が「活動の種類」を選ぶ方法は、定款に書かれた主たる「事業」が、20の「活動の種類」のどれにあてはまるかということで行います。あくまでも「あてはまる」なので、「事業」がそのまま「活動」でなければならないということはありません。法律で求めていることは、「事業がどんな活動なのか」ではなく、「事業がどの活動に該当するのか」です。

例えば「動物愛護を進めること」を活動の趣旨にしているとした団体でも、「ペットの飼い主への啓発」が事業であれば、「社会教育の推進を図る活動」に該当します。一方、「野生動物の保護に関する政策提言」が事業であれば、「環境の保全を図る活動」に該当します。

また、複数の活動に該当する事業もあります。例えば、「地域の棚田の保存事業」の場合、「環境の保全を図る活動」に該当し、棚田の管理によってまちおこしをすれば「まちづくりの推進を図る活動」にも該当します。

何を書くかは申請者の判断ですが、中には全ての種類を書いている定款も多く見受けられます。基本的に該当するものは全て記載することになりますが、将来的には該当するかもしれないような分野までを最初から記載する必要はなく、設立時点で当該法人のミッションに照らして該当する活動分野を記載してください。

なお、20分野のうち、最低でもいずれか1つには該当しなければNPO法人となることができませんので注意してください。以下に、どのような事業がどの「特定非営利活動の種類」に該当するのかをまとめましたので、参考にしてください。

## ★「特定非営利活動の種類」と事業例

特定非営利活動の種類	事業例
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	在宅介護サービス、在宅給食サービス、老人ホーム、ホスピス施設、点字や手話の教育活動や翻訳
2 社会教育の推進を図る活動	各種外国語の研修会活動、陶芸・手話等の講習会活動、パソコンの教育活動、法律教室
3 まちづくりの推進を図る活動	歴史的建造物の保存活動、過疎防止活動、伝統芸能の保存活動、村おこし活動、商店街の復興活動
4 観光の振興を図る活動	観光案内、観光商品開発、観光交流活動
5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	過疎地支援、グリーンツーリズム
6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	音楽活動や芸術活動支援、郷土の歴史研究、祭りの継承運動、スポーツ教室・指導、文化・芸術を鑑賞するグループ活動
7 環境の保全を図る活動	リサイクル運動、公害監視、動物愛護、野鳥観察、ナショナルトラスト、里山保護、間伐材の有効利用、風力発電
8 災害救援活動	地震・台風時の救援活動、災害時の物資輸送、災害予防勉強会
9 地域安全活動	犯罪・事故の防止、犯罪被害者救済、雨水・雪の有効利用促進、防災マップづくり
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	家庭内暴力を受ける女性の援助、中毒者の更正、ホームレスの社会復帰活動、戦争記録を残す活動
11 国際協力の活動	国際親善、国際交流、留学生受け入れ、海外における技術援助、地雷撤去、井戸掘り、医療援助
12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	男女間の差別解消、セクハラ防止、主婦の再就職斡旋、ストーカー被害者の支援
13 子どもの健全育成を図る活動	子どもの人権保護、遺児の保護、児童保育、学童保育、更正支援、子どものためのスポーツ教室
14 情報化社会の発展を図る活動	パソコン教室、OSの開発、電子マネー、遠距離医療、サイバーモール、情報通信、出版
15 科学技術の振興を図る活動	遺伝子診断・治療、バイオ、ゲノム、ナノテクノロジー
16 経済活動の活性化を図る活動	起業、自然エネルギーを使った発電事業、深海開発、産業技術開発・応用支援
17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	職業訓練学校、民営職業紹介事業
18 消費者の保護を図る活動	安全性検査、不正事業者監視、商品規格管理、消費者相談
19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	NPO活動を円滑に行うための連絡活動・会報出版・雑誌の印刷出版・ホームページの作成、職員の募集、NPO融資、組織運営の相談等NPOを支援する活動
20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	都道府県又は指定都市の条例で定められた活動

※あくまで参考程度のものです。



### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) ……………

#### 絶対的記載事項（法第11条第1項第5号）

- ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。なお、法人の構成員を何と呼ぶかは団体の任意である。
- 正会員以外に賛助会員等異種の会員について定める場合は、左のように記載し、法律上の社員であるかどうかを明確にしなければならない。
- 法律上の社員以外を定めない場合は、次のように記載する。

(○○○員)

第6条 この法人の特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、○○○員という。

- 法律上の社員以外を定めず、かつ、これを社員と呼ぶ場合は、次のように記載する。

(社員)

第6条 この法人の社員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

#### **Check!** 会員の区分について

法人の運営に参画する「正会員」の他に、法人の運営には参画しないが、活動を資金面で支援する「賛助会員」といった区分を設ける方法があると思います。また、会員の名称も「正会員」「賛助会員」以外、自分達の団体にふさわしい名称を使っても構いません。このような区分は定款上で設けることが可能ですが、その際にはNPO法上の「社員」とは何かということを明確にしておく必要があります。

NPO法人は、人の集合体で作られる団体「社団」に該当します。ですから、定款で複数の区分の会員を置いた場合であっても、社団を構成する「社員」がどの会員であるかを明らかにしておかなければなりません。構成員となる社員をどのように呼ぶかは法律上の規定がありませんので定款で定めておくことになるのです。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

●社員の資格の取得に関し、不当な条件を付してはならない  
(法第2条第2項第1号イ)。

●目的等に照らして合理的かつ客観的なものであれば、社員の資格の取得に関し条件を定めることができる。条件を定める場合は、次のように記載する。

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) . . . . .

(2) . . . . .

●入会の手続について定める場合にも、それが社員の資格の取得に関する不当な条件とならないように注意する必要がある。

●理事長等の承認を必要とする場合、特定の者の恣意により入会が制限されることがないように左のように記載する。条件を定める場合は、次のように記載する。

「理事長は」の次に「、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは」と記載。

●入会金及び会費は、その定め方によっては社員の資格の取得に関する不当な条件となることも考えられるため、定款で定めることが望ましい。しかし、定款の変更の手続等を考えると少なくとも左のように総会の議決事項として記載することが現実的である。

●左のように定めた場合は、設立当初には金額が定まっていないこととなるため、附則において当初の金額を定める必要がある  
(附則第6参照)。

●入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

絶対的記載事項 (第11条第1項第5号)

- 正会員の資格の喪失に関して不当な条件を付けてはならない。
- 会費の設定がない場合は第3号について、除名について定めがない場合は第4号について、記載を要しない。
- 第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置くこと (定款第11条参照)
- 社員の資格の喪失に関し不当な条件を付していないかどうかを確認するため必要な規定であり、退会を任意にできる旨を明確に記載する。
- 任意に退会できない場合等は法に抵触する。
- 除名についての議決は、内部紛争等により安易に除名ができないように、特別議決とするのが望ましい。
- 通常の議決事項とするときは、「総会の議決により」と記載する。
- 特定非営利活動法人の非営利性から、これらを返還できる旨の規定を置くことは許されない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

絶対的記載事項（法第11条第1項第6号）

- 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上(法第15条)
- 第1項…「理事」および「監事」を明確に区分する。  
なお、役員の定数は「○○人以上○人以内」とすることもできるが、この場合は最小数と最大数の差を小さくしなければならない。  
また、理事及び監事以外の役員を置くことはできないが、役員としての職務は行わない相談役、顧問等を置くことは差し支えない。
- 第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。(例：代表理事、常務理事等)

**Check!** 理事長は必ず置かなければならないですか。また、理事長は1人だけしか置くことができないのですか。

NPO法上では、理事3人以上、監事1人以上を置くことが義務付けられていますが、理事長を置くかどうかは法人の任意です。理事長は一般的には理事の中で対外的に代表権を行使する人物を定め、他の理事の代表権を制限するために設けられます。NPO法上では理事の代表権は全て同じですが、そのままでは法人としての権限行使の際に混乱が生じかねません。そこで、理事長を置いて統率をとっていくことが良いのではないのでしょうか。

また、理事長を複数人置くことも法人の任意です。しかし、法人の運営上、職務の代行の順序を定めておくことが望ましいでしょう（第15条「職務」参照）。代表理事、副理事長についても同様です。

なお、名称は理事長という言葉が一般的に認知されやすいとは思いますが、これ以外であってもかまいません。代表理事、会長等でも良く、定款で定めた名称となります。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人

- 第1項…理事会で役員を選任することも可能。しかし、全ての会員から法人の業務執行等に関して委任された者という役員の性格から、総会の決議によって選任することが望ましい。
- 第3項…理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ加えることができる（法第21条）。
- 第4項…法第20条

の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長及び副理事長は、この法人を代表する。

2 理事長は、この法人の業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

●第5項…法第19条

●第1項…理事は、すべて法人の業務について、法人を代表するので、代表権を制限するには定款にその旨を記載しなければならない。(法第16条)。

●理事長のみに代表権を制限する場合は、下記のように規定する。  
「第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」  
※どの理事が代表権を有しているか明記する。  
※上記の規定をした場合は、第2項を削除し、第3項以降の項を繰り上げる。

●第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

●第5項…監事の職務は、法第18条に定められている。これを制限したり、逸脱する等違反するような定め方をしないように注意する必要がある。なお、監事は、代表権を有しない。

第1項…絶対的必要記載事項(法第24条第1項(役員任期は2年以内において定款で定める期間とする))

●第2項…法人運営の円滑化を図るため、定款第14条において役員を総会で選任する場合に限り、法第24条第2項の規定に基づき、役員

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

任期の伸長規定を置くことができる。

●第4項…前任者は辞任又は任期満了後も役員の地位にあるのではなく、臨時に役員の職務を行うだけであり、総会の招集等の権限は行使できない。このため、至急、後任者を選任する必要がある。

## Check! 役員任期の伸長規定

NPO法が平成15年に改正された際に新たに設けられた規定です（法第24条第2項）。定款において、役員を総会で選出することと決めているNPO法人にあっては、定款で定めることによって、後任の役員が選任されていない場合に限り定款上の任期を最初の総会が終わるまで伸長することができることとなったものです。

これによって、定款に「前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。」と定めておくことで、何らかの事情で現在の役員の任期満了後に次期役員を選出する総会が開催された場合であっても、役員任期の空白が生じず法人運営に混乱が生じないようにすることができます。

### （欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

●法第22条（役員の欠員補充）

### （解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。

●会員の除名（第11条）参照。

- （1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けとることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

●第1項…法第2条第2項第1号口

絶対的必要記載事項(法第11条第1項第7号)

●総会に代わるものとしての代議員会を設けることはできない。

●第6条で法律上の社員としたものをもって構成するものである。

法定の総会議決事項

第1号(定款変更)法第25条第1項

第2号(解散)法第31条第1項

第3号(合併)法第34条第1項

●法人の事務は、定款で理事会等に委任したものを除き、すべて総会の決議により行うものとされている(法第14条の5)。

●法定の総会議決事項外の事項について総会の決議事項にするかどうかは、団体の任意であるが、一部の理事による法人の私物化を招かないよう、法人の最高意思決定機関という総会の役割に留意して決定する必要がある。

●総会の議決を経ることとしている他の条項との整合性に注意する必要がある。

**Check!** 事業計画や予算、決算等は総会で議決するよう定めなければならないのか。

法人の事務は、定款で理事会等に委任した事項を除き、全て総会の決議で行うこととされています。NPO法上で総会の議決事項と定められているものは「定款の変更（NPO法第25条）」、「法人の解散（NPO法第31条）」、「法人の合併（NPO法第34条）」の3つですから、定款で何を総会の議決事項とし、あるいは理事会等の議決事項とするかをよく検討してください。

あまりにも理事会に権限が集中してしまうと理事会の独断専行となる危険性も考えられます。

総会はNPO法人の最高意思決定機関ですから、主要事項（役員選任解任、事業報告、活動決算等）は総会に委ねることが、より民主的であり、望ましいと考えます。しかし、すべての事項を総会の議決としてしまうと柔軟な法人運営が困難となりますので、法人運営が円滑に進むよう、会員や役員数のバランスを考えて検討しましょう。以下のような表で、総会と理事会等の役割分担をチェックしてはどうでしょうか。

**★総会と理事会等の役割分担チェック表**

議決事項	総会	理事会	その他の機関
定款の変更	●		
解散	●		
合併	●		
事業計画・活動予算の決定			
事業計画・活動予算の変更			
事業報告・活動決算の承認	●(※1)		
役員の選任・解任	●(※2)		
役員の職務・報酬	●(※2)		
会員の種類、その要件や入会金、会費の額			
借入金の決定			
事務局の組織及び運営			
職員の職務・報酬			
会員の入会退会・除名の承認			
財産の処分			
その他運営に関する事項			

※1 総会が絶対にしなければならない事項は、定款変更、解散決議、合併決議の3つですが、通例では、事業報告・活動決算の承認も総会の議決事項としておいたほうが良いでしょう。

※2 役員の選任・解任と役員の職務・報酬は、民主性を考慮した場合、総会での採択が望ましいと思われます。また、役員の選任のうち、監事の選任を理事会で行うのは違法の疑いがありますので、総会等の理事会以外の機関で選任した方が良いでしょう。



(開催)

第24条 通常総会は、毎年〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

●第1項…法第14条の2（少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある）。

●「毎年（年度）初めの3月以内に開催する。」という記載の仕方もできる。

●第2項第1号…法第14条の3第1項

●第2項第2号…法第14条の3第2項（5分の1以上については、定款で定めれば増減できるが、しかし、この請求権を完全に奪うことはできない）。

●第2項…「〇日以内」は、開催日時や通知に係る日数等を考慮し、10日以上前の日で設定することが望ましい。

●第3項…法第14条の4  
（総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも5日前までに行われなければならない。）

●「5日前」は、法定の最低日数であり、延長することができる。

●招集の方法は、書面による通知が原則であるが、社員が非常に多い場合には、新聞の広告や機関紙への掲載等による通知方法をとることも可能である。

●法律上定足数の定めはない。このため、定款で定めない場合、2人以上の社員の出席があれば定足数が満たされると解されている。しかし、少数の会員による専横を防ぐためにも定足数を定款で定めるべきである。

●定足数を定款で定める場合は、2分の1以上が望ましいが、団体の事情により別に定めることも可能である。

●定款変更の際の定足数は、定款に特

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意

別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である(法第25条)。

●第1項…法第14条の6

●定款で別段の定めをすることができる。

●第3項…平成24年4月1日より、社員総会の決議の省略が可能となった(法第14条の9)。

●第1項…法第14条の7第1項定款で別段の定めをすることができる(法第14条の7第4項)。しかし、一部の社員から表決権を全く奪ってしまうことはできない。

●第2項…法第14条の7第2項定款で別段の定めをすることができる(法第14条の7第4項)。書面表決や表決委任(代理表決)を認めない場合は、その旨を定款に記載しなければならない。この場合、第29条第3項、第30条第1項第2号の記載に注意する必要がある。

●書面以外に電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くことができる。(法第14条の7第3項)。

●第2項…署名、押印に代えて、記名押印又は署名とすることができるが、不正が行われないようにするため、署名、押印が望ましい。

の意思を表示したことにより、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

●第3項…平成24年4月1日より、社員総会の議決の省略が可能となった(法第14条の9)。

●書面以外に電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くことができる。

●理事会の設置は任意である。  
しかし、特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数をもって決することとされているので(法第17条)、運営の合理性から設置するのが適当である。

●理事会の運営方法については、法律上の制約がないので団体の事情に応じて自由に定めることができる。  
しかし、後日内部紛争等が生じないように、民主的な運営方法を定めるべきである。

●総会及び理事会のほか、評議会、代議員会、専門委員会等の会議を置くことは任意であるが、重要なものは定款においてその設置及び権能を定める必要がある。

●総会の権能と整合性をとること。  
(定款第23条参照)

●第2号…理事の人数を考慮し、設定すること。2分の1以上が望ましい。

●第3号…監事の職務(第15条第5項第5号)に理事会の招集の請求を付加していないときは、記載しないこと。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可決同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

●第2・3号…「○日」は第25条の総会と同一で設定する方法もある。総会と必ずしも同一とする必要はないが、招集可能な日数を設定すること。

●第2項…法第17条

●第2項…表決委任（代理表決）を認めることとしても差し支えない。この場合は、第37条第3項、第38条第1項第2号の記載に注意する必要がある。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

絶対的 necessary 記載事項（法第11条第1項第8号及び第9号）

●特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合の記載例である。

その他の事業に関する資産については、それぞれの事業を行う場合に区分する。特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載する必要がない。その場合は、以下の条文を繰り上げること。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

●「法第27条各号に掲げる原則」とは、  
・ 正規の簿記の原則  
・ 真实性・明瞭性の原則  
・ 継続性の原則  
をいう。

● 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合の記載例である。  
その他の事業に関する会計については、それぞれの事業を行う場合に区分する。特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載する必要がない。その場合は、以下の条文を繰り上げること。

● 総会の権能（第23条）の定め方により異なってくるので注意する必要がある。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

●第1項…毎事業年度初めの3月以内に事業報告書等を作成し、事務所に備え置かなければならない(法第28条第1項)。また、県に提出しなければならない(法第29条)。

●第2項…剰余金は構成員(役員、会員等)に分配してはならない(法第2条第2項第1号)。

**絶対的必要事項(法第11条第1項第10号)**

●事業年度は1年以内であれば自由に決めることができる。

例: 1月1日~12月31日

4月1日~3月31日 等

●なお、行政から補助・助成等を受ける場合は、補助・助成に係る報告書作成時期と法人事業年度を一致させた方がいい場合があるため、注意する必要がある。

●総会の権能(第23条)の定め方により異なってくるので注意する必要がある。

**絶対的必要記載事項(法第11条第1項第12号及び第13号)**

●定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

●法25条第3項に規定する以外の事項は、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)、役員の数に関する事項、資産に関する事項、会計に関する事項、事業年度、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項、公告の方法をいう。

(解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) . . . . .

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、[ ① ]に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- 第1号…法第31条第1項第1号
- 第2号…法第31条第1項第3号
- 第3号…法第31条第1項第4号
- 第4号…法第31条第1項第5号
- 第5号…法第31条第1項第6号
- 第6号…法第31条第1項第7号
- 第7号以下…法第31条第1項第2号  
(定款で定めた解散事由の発生)

- 第2項…法第31条の2  
(4分の3以上の承諾については、定款で別の定めをすることもできる。)

- 第3項…法第31条第2項

- 帰属先は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定する（法第11条第3項）。

- ①には、帰属先が客観的に確定することが必要となるため、具体的な法人の名称等を記載する。

- 帰属先については、設立当初から定める必要はない。その場合は、①に「総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定された者」と記載する。

- 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属することとなる。

- 定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（「4分の3」は、定款で増減できる）（法第34条第2項）。



## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については【〇〇】に掲載して行う。

絶対的記載事項（法第11条第1項第14条）

●公告とは、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、全国・地方の新聞、インターネットホームページを選択して掲載することが考えられる。

●法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法については以下の4つの方法から選んで定款に定める必要がある。（法28の2）

公告方法	【〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	この法人のホームページ
	内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見えやすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場(に掲示)

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる（法28の2③）。

●定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

- ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）
- ②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○○ ○○

副理事長 ○○ ○○

理 事 ○○ ○○

同 ○○ ○○

監 事 ○○ ○○

同 ○○ ○○

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から○年○月○日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

5 この法人設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から○年○月○日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 ○○○円

(2) 会費 年額 ○○○円

### 第2項…絶対的必要記載事項（法第11条第2項）

● 役員の任期を決定するにあたっては、社員総会の開催時期を考慮に入れておくこと（役員任期の満了前に新役員を決定する総会を開く必要があるため）。設立予定日から2年以内で、事業年度の末日より2～3ヵ月後にずらしておくこと、法人運営に支障をきたす恐れが少ない。

● 第49条の事業年度末と一致させること。

例：1月1日～12月31日の場合  
○年12月31日  
4月1日～3月31日の場合  
○年3月31日

● 正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。また、定款で金額を定める場合は、記載する必要がない。

### 3 認証後の手続き

青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）から設立の認証書（通知書・指令書）が届いたら、以下のことをしなければなりません。

- ①「成立時の財産目録」を作成し、事務所に備え置いてください。
- ②法務局で設立の登記をしてください。
- ③青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）に設立登記完了届出書等を提出してください。
- ④地域県民局県税部等に事業開始の申告をしてください。
- ⑤労働者を雇用する場合は、管轄の行政機関で手続きをしてください。

#### ① 財産目録の作成

法人の成立時に、「成立時の財産目録」を作成してください。（法第 14 条）

この財産目録は事務所に備え置く必要があります。（法第 28 条）

#### ② 設立の登記

設立認証書が到達した日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局で、特定非営利活動法人の設立の登記をしなければなりません。（組合等登記令第 2 条第 1 項）

設立の登記をすることによって法人は成立します。（法第 13 条第 1 項）

また、主たる事務所以外にも事務所が存在する場合に、その事務所の所在地を管轄する法務局において、設立の登記をした後 2 週間以内に登記しなければなりません。（組合等登記令第 11 条）

設立の認証を受けた者が設立の認証のあった日から 6 月を経過しても登記しない場合は、設立の認証を取り消される場合があります。（法第 13 条第 3 項）

登記に関する詳細は、事務所の所在地を管轄する法務局にお問い合わせください。

#### ③設立登記完了届出書等の提出

設立登記をした法人は、遅滞なく、登記したことを証する登記事項証明書を添付した登記完了届出書をはじめ、以下の書類を青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）に提出してください。

提出書類	提出部数	参照ページ
1. 設立登記完了届出書【第 3 号様式】	1 部	資料 18
2. 登記事項証明書	1 部	—
3. 登記事項証明書のコピー	1 部	—
4. 設立当初の財産目録	2 部	資料 19

※ 3～4 は、閲覧書類になります。

※ 設立登記完了届出書には、法人の代表者の印として登記した印鑑を押してください。

また、電話番号は法人の連絡先となる電話番号を記載してください。

#### ④地域県民局県税部等への手続き

設立の登記をした日から15日以内に、地域県民局県税部に事業開始（法人成立）等申告書を必ず提出してください。

※法人税法上の収益事業を行っていない場合は、県民法人税均等割が免除になりますので、詳しくは64ページをご覧ください。このほか、税制上の手続きは、65ページをご覧ください。

#### ⑤雇用に関する手続き

労働者を雇用する場合には、管轄の行政機関に必要な書類を提出する必要があります。

主な雇用関係の手続きは、67ページをご覧ください。

## Check! 登記に必要なものは？

### (1) 登記事項（組合等登記令第2条）

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 設立時期又は解散事由を定めたときは、その時期又は事由
- ⑥ 資産の総額

- ①：目的及び業務は、定款に記載した法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業として定款に記載している事業全てを記載しなければなりません。
- ②：名称は、他の法律により制限がありますので、法務局で確認してください。  
(→42 ページ「設立・運営のQ&A<2> Q2-2」)
- ③：事務所は、その所在地を○丁目○番○号のように地番まで登記しなければなりません。
- ④：代表権を有する者とは、理事全員ですが、定款で代表権を制限した場合は、その理事のみが代表権を有するため、当該理事のみを登記します。  
資格については、理事長や常務理事等であっても全員「理事」と登記します。  
監事は登記しません。
- ⑥：資産の総額は、正味財産（資産合計－負債合計）を登記します。  
正味財産がない場合は「資産総額0円」、  
債務超過の場合は「資産総額0円（債務超過額○○○円）」と記載します。

### (2) 申請書類等

- ① 登記申請書
- ② 登記用紙
- ③ 印鑑届出書
- ④ 法人設立の認証書（知事印・市長印の押印されているもの）
- ⑤ 定款
- ⑥ 理事の就任承諾書及び宣誓書（原本）
- ⑦ 設立当初の財産目録
- ⑧ 設立代表者個人の印鑑証明書
- ⑨ 委任状や議事録（原本）
- ⑩ 法人印

- ①：設立登記の申請書には、法人設立認証書、定款、代表権を有する者の資格を証する書面及び資産総額を証する書面等を添付しなければなりません。（組合等登記令第16条、第25条、商業登記法第19条）

「代表権を有する者の資格を証する書面」とは、設立当初の役員名を記載した定款と役員就任承諾書のことです。また、「資産総額を証する書面」は、「設立当初の財産目録」のことです。

#### ※ 注意

認証を受けた事項以外の登記はできません。定款を勝手に変更し、登記することのないようお願いします。

認証を受けた事項以外の登記がされていた場合、後日、修正していただくこととなりますので、御留意願います。

### (3) その他の注意事項

#### 【所定の用紙】

登記のためには、登記用紙や印鑑届出書の所定の用紙が必要です。管轄の法務局で入手してください。

#### 【法人代表者印鑑の作成】

登記申請の際には、法人代表者の印鑑（例えば、「特定非営利活動法人〇〇〇理事長の印」等）が必要になります。この印鑑を事前に用意した上で、登記申請と同時に法人代表者の印鑑届出書を提出します。

※法人代表者の印鑑は、一辺の長さが1 cm を超え、3 cm 以内の正方形の中に収まるもの等、その規格等が定められています。

#### 【登録免許税】

特定非営利活動法人の設立登記（変更登記）は、登録免許税が課税されません。

#### 【原本還付】

添付書類が原本ではなく、原本をコピーして原本証明をしたものである場合は、原本を持参し、窓口で照合後に返却してもらいます。認証書（指令書）は、原本還付請求を行ってください。

#### ※ 原本還付請求

原本のコピーを作成し、そのコピーに「右は原本に相違ない。」旨を記載し、申請人が記名押印をして、申請書に添付します。

#### 【登記事項証明書】

登記後、所轄庁に提出する設立登記完了届出書に、登記事項証明書（2部、うち1部はコピー可）の添付が必要になるので、登記手続きの際に、登記事項証明書を取っておく必要があります。

これらのほか、印鑑証明書等の添付書類や提出部数等詳細は、管轄の法務局にお問い合わせください。

## 設立・運営のQ&A<2>

### Q2-1 設立趣旨書にはどのようなことを記載すれば良いですか。

#### A2-1

設立趣旨書はNPO法人の設立に至った背景、設立の目的及び法人設立後、何を行っていくかを簡潔に記載すると良いでしょう。

その際には、以下のことをポイントにしましょう。

- ①：法人設立に至った会員の思いを社会の背景や活動地域の課題に織り交ぜて記載する。
- ②：①を踏まえ、これまで会員が取り組んできたことと法人化に踏み出す理由を記載する。
- ③：設立するNPO法人のミッションとそのために実施する主な事業内容を記載する。

事業内容の記載に当たっては、NPO法の20分野との関係や活動地域を織り込みながらある程度具体性のある事業内容を記載するというポイントも押さえてみると良いでしょう。

### Q2-2 法人名を定める場合に注意すべき点がありますか。

#### A2-2

NPO法人の名称については、名は体を現すものですから、名称によって自分達のNPO法人のイメージが伝わるような工夫が必要でしょう。そういった観点からじっくり議論してみてください。

なお、NPO法人の名称中に法律上使用してはならない文字がありますので注意が必要です。これは、様々な法律で個別に使用を制限しているもので、例えば、民法では財団法人以外の者が「財団法人」という文字を名称に用いることを禁じています。この種の文字としては、他に社団法人、社会福祉法人、消費生活協同組合等多数あります。

その他、NPO法人の名称を登記する場合には使用が制限される文字があります。NPO法人の登記は組合等登記令の定めによることとなります。その際、日本文字（漢字、ひらがな及びカタカナ）以外で登記上の名称に使用することができる文字は制約があります。

日本文字以外で使用できるものは、次のものになっています。

「ローマ字」、「アラビア数字」及び次の6つの符号、  
&（アンパサンド）、'（アポストロフィー）、,（コンマ）、-（ハイフン）、  
.（ピリオド）、・（中点）

なお、5つの符号については字句を区切る際の符号として使用する場合に限られ、名称の先頭または末尾には使用できません（ただし、ピリオドについては字句の省略を現すものとして名称の末尾にくることは認められます）。したがって、IVのようなローマ数字等は定款上の名称としては使用できても、登記の際には使用できませんので、他の文字（例えば4というアラビア数字）に置き換える必要があります。

こうした場合には、定款の名称の条文中に「この法人は、NPO青森ふれあいⅣという。ただし、登記上はこれをNPO青森ふれあい4と表記する。」といった具合に定めておくといいでしょう。

なお、不明な点がある場合は、所轄庁または近隣の法務局にご相談ください。

**Q2-3 所轄庁へ提出する設立申請書の作成について注意することはありますか。**

**A2-3**

設立申請の際に提出する書類は、種類も多く初めは戸惑うことが多いと思います。あらかじめ、所轄庁へ作成した書類を持参し、事前に相談することをお勧めします。例えば、定款や事業計画書、活動予算書等設立総会で議決を経たものに不備があった場合、もう一度総会を開かなければならなくなってしまいます。こうしたことを避ける意味からも、事前に相談することは意味があると思います。

**Q2-4 所轄庁が設立申請書を受け取った後の「公告」「縦覧」とは、何をすることですか。**

**A2-4**

「第3章 管理運営」の「8 情報公開」(→56ページ)をご覧ください。

**Q2-5 申請書類に不備があった場合は、修正ができますか。**

**A2-5**

申請書類の不備が、内容の同一性に影響を与えないような誤記、誤字又は脱字の場合は、申請の日から2週間以内に限り、申請書類を修正(補正)することができます。